

内閣総理大臣
安倍 晋三殿

早期に臨時国会を開き、 医療提供体制の立て直しをはじめ、諸課題の徹底審議を

2020年8月28日
長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が、この間、急速に拡大している。

不安と懸念が全国に広がり、雇用と賃金の悪化、事業継続の困難をはじめ国民生活のすべての領域にわたり、政府の緊急の対応が求められている。

特に、感染症対策の抜本的強化と医療提供体制の立て直しは、一刻の猶予もならない課題である。

安倍首相に関わる数々の疑惑の説明も十分されないままに、先の通常国会は6月18日に閉会した。その後、国会では閉会中審査が行われてきたが、安倍首相は一度も出席したことがない。

国民の暮らしや雇用、経済、そして感染症対策の抜本的強化、医療提供体制の立て直しなど、山積する課題に具体的に対応するため、臨時国会をただちに開くべきである。国会の場でこの間の対応を検証し、3次補正予算の編成などを含めた必要で有効な対策を審議することが必要である。

2017年、野党が憲法53条に基づいて臨時国会の召集を求めたが、安倍内閣はこれに応じなかった。しかし、今年6月の那覇地裁判決は、憲法53条の召集要求に対して、内閣が召集を決定することは、憲法上明文をもって規定された法的義務であるとし、召集時期について内閣に認められる裁量の余地は極めて乏しいと指摘している。

7月31日に野党5会派が、憲法53条に基づく臨時国会の召集を内閣に求めている。安倍内閣は2017年のように、国民の目から逃げるかのような姿勢を取るべきではない。

以上を踏まえ、私たちは以下の事項を強く求める。

記

- 一、早期に臨時国会を開き、感染症対策の抜本的強化、すべての医療機関に対する財政措置、医療提供体制の立て直しなど、山積する諸課題について徹底的に審議すること

以上